

# 宇治市教育委員会定例会会議録

日 時 平成26年3月25日(火) 午後6時 開議

場 所 宇治市役所 501会議室

## 会 議 日 程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 会期について
- 日程第3 教育長報告
- 日程第4 議案第8号 宇治市教育振興基本計画を策定するについて
- 日程第5 議案第9号 宇治市就学援助規則の一部を改正する規則を制定するについて
- 日程第6 議案第10号 宇治市青少年指導センター運営協議会設置規則の一部を改正する規則を制定するについて
- 日程第7 議案第11号 宇治市教育相談室設置規程を廃止する規程を制定するについて
- 日程第8 議案第12号 行政組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則を制定するについて
- 日程第9 議案第13号 宇治市立幼稚園就園指導委員会設置要綱及び宇治市適応指導教室要綱の一部を改正する要綱を制定するについて
- 日程第10 議案第14号 市職員を任免するについて
- 日程第11 報告第2号 専決事項の報告について

会議に付した事項 会議日程に同じ

出席者

(教育委員)

委 員 長	西 野 正 博
委員長職務代理者	金 丸 公 一
委 員	久 富 明 宏
委 員	中 筋 斉 子
委員(教育長)	石 田 肇

(出席職員職氏名)

部 長	中 谷 俊 哉	次長(兼教育総務課長)	村 田 匡 子
次長(兼生涯学習課長兼生涯学習センター所長)	藤 原 千 鶴	教育改革推進室長(兼教育指導課長)	山 下 一 也
学 校 教 育 課 長	上 道 貴 志	青 少 年 課 長	小 田 光 雄
教 育 総 務 課 主 幹	井 上 宜 久	教 育 総 務 課 主 幹	前 田 聖 子
学 校 教 育 課 主 幹	安 留 岳 宣	青 少 年 課 総 括 指 導 主 事	出 江 英 夫

(書記職員職氏名)

教育総務課庶務係長	宇 野 裕 美	教育総務課主事	久 野 晴 香
-----------	---------	---------	---------

開 会 (午後6時)

**開会宣言** 委員長が3月教育委員会定例会の開会を宣言する。

**日程第1** 会議録署名委員の指名について

委員長から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、金丸委員を指名する。

**日程第2** 会期について

委員長から1日限りとする旨の提案があり、全会一致で決定する。

**日程第3** 教育長報告

- (1)平成26年3月市議会定例会について
- (2)文教福祉常任委員会について(平成26年3月5日)
- (3)文教福祉常任委員会について(平成26年3月14日)
- (4)予算特別委員会について
- (5)「要望書」等について
- (6)宇治市教育委員会後援事業について

以上6件を報告する。

---

[説明]

(1) 平成26年3月市議会定例会について

[一般質問] 2月26日・27日・28日・3月3日

質問議員... 16名

(うち教育委員会関係12名)

【代表質問】

宮本 繁夫 議員

市長の政治姿勢について

・教育委員会制度について

宇治市の将来設計について

・将来戦略プランについて

市長のマニフェストについて

稲吉 道夫 議員

学校教育について

・通学路について

・学校規模適正化について

・小中学校の芸術・文化への関わりについて

坂下 弘親 議員

教育委員会改革について

・全国学力学習状況調査について

・教育委員会制度の問題点について

木村 正孝 議員

都市整備

・宇治公民館の建て替えについて

【個人質問】

浅見 健二 議員

各種グラウンドの新設・改修について

浅井 厚徳 議員

宇治公民館・市民会館の移転問題について

鳥居 進 議員

子どもの健全・育成について

・インターネット依存対策について

金ヶ崎 秀明 議員

「中学校武道必修化」現状と今後の対策について

坂本 優子 議員

学校施設の改善について

- ・第2次学校施設整備計画の達成状況について
- ・今後の整備計画について

宇治公民館・市民会館について

- ・施設整備の検討結果について

市民の意見を反映させることについて

池内 光宏 議員

市長の政治姿勢について

- ・教育委員会制度改革について

松峯 茂 議員

教育問題について

- ・小中一貫教育と学校規模適正化の取り組みについて
- ・学校教育支援、家庭教育支援について
- ・コミュニティスクールについて

荻原 豊久 議員

宇治市教育振興基本計画について

- ・デジタル教育の推進について（タブレットの活用と企業のコラボ）
- ・塾との連携について
- ・教員の負担軽減について

### **教育委員会制度の改革に関する与党合意について**

教育長と教育委員長を一本化した新たな責任者（新「教育長」）を置き、首長が議会の同意を得て任命・罷免し「教育委員長＝教育長」とすることで、迅速かつ的確に事務を進めることができるようにするという考え方が示された。

### **（２）文教福祉常任委員会について（平成26年3月5日）**

請願第26-2号 教育格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願

議案第25号 宇治市生涯学習審議会条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第26号 宇治市青少年問題審議会設置条例の一部を改正する条例を制定するについて

小学校歯科治療助成事業の廃止について  
学校給食使用食器の変更について  
中学校昼食提供事業について  
宇治市教育振興基本計画（初案に対するパブリックコメントの実施結果及び最終案）  
について  
教職員の交通事故に係る判決について

**（３）文教福祉常任委員会について（平成２６年３月１４日）**

府費負担教職員の懲戒処分について

**（４）予算特別委員会について**

【部局別審査 ３月１１日】

【総括質疑 ３月２４日】

坂本 優子 議員

学校施設について

・施設改修について

水谷 修 議員

学校施設について

長野 恵津子 議員

行政のコストダウンについて

・PEN食器への変更後の既存の食器の処分について

久保田 幹彦 議員

平成２７年度から始まる新たな子育て支援制度について

坂下 弘親 議員

卒業式における君が代斉唱について

卒業式において校門での選挙関係ビラの配布について

松峯 茂 議員

時間外勤務の縮減について

職員の健康管理について

木村 正孝 議員

いじめについて

#### (5)「要望書」等について

平成26年2月6日付で、宇治市立木幡小学校PTAより「通学路における安全確保に関する要望」の提出があった。

#### (6)宇治市教育委員会後援事業について

宇治市特別支援教育研究会の『平成25年度 第42回宇治市特別支援学級卒業生を送る集い』他16件、計17件の事業について後援した。

---

#### 日程第4 議案第8号 宇治市教育振興基本計画を策定するについて

[説明] 平成18年に教育基本法が制定され、地方公共団体は地域の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされ、また、宇治市の教育施策の柱としてきた「宇治市教育ルネッサンスプラン」、「宇治市生涯学習推進プラン」、「宇治市青少年プラン」の3つのプランが今年度末に計画期間満了を迎えることとなった。

このような状況を踏まえ、国や京都府の教育施策の動向、本市が直面する様々な教育課題への対応、そして少子高齢化や家族規模の縮小といった時代の潮流を見据えながら、これからの時代にふさわしい本市の教育施策の指針とするため策定するものである。

[質疑] なし

[討論] なし

[採決] 採決の結果、全会一致で可決する。

#### 日程第5 議案第9号 宇治市就学援助規則の一部を改正する規則を制定するについて

[説明] 現在、就学援助認定事務における課税証明書の提出については、申請する年の1月1日現在に宇治市に住民登録をしていた者であれば、申請の際に申請者の同意を得た上で、学校教育課にて課税証明書の取得を行っている。

今後、平成26年度に予定している就学援助システムの導入により、申請する年の1月1日現在に宇治市に住民登録をしていた者であれば、申請者の同意の上で、課税情報をデータにより受領し審査事務を実施することから、所要の改正を行うものである。

[質 疑]

[委 員] この改正は、事務軽減につながるのか。

[事務局] 平成26年度からの就学援助システムの導入に合わせて、課税情報を市民税課よりデータで受領することで、事務軽減につながる。

[委 員] 申請者以外の住民のデータが紛れてしまわないよう、厳重に取り扱われていると考えてよいか。

[事務局] 申請者の世帯全員の同意を得た上で、課税情報を取得する。

[委 員] 今年度はどの程度の申請が出てきているのか。

[事務局] 就学援助の認定者数については、今年度の数字は未確定であるが平成24年度でいえば、小学校で1,976人、18.2%、中学校で1,064人、20.8%となっている。

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

**日程第6 議案第10号 宇治市青少年指導センター運営協議会設置規則の一部を改正する規則を制定するについて**

[説 明] 本改正は、宇治市青少年指導センター運営協議会での協議に、より実効性を持たせるため、委員数の上限を20人に改めるものである。

改正内容としては、第3条第1項の「協議会は、委員15人以内で組織する。」となっているところを、「協議会は、委員20人以内で組織する。」に改める。

[質 疑]

[委 員] 現在の委員数は何人か。

[事務局] 14人である。

[委 員] 「実効性を持たせる」とはどういうことか。

[事務局] 本センターの目標の一つとしていじめ撲滅を挙げており、そのいじめ撲滅を実現させるために、保護者代表と人権関係の行政機関に委員として加わっていただくということを考えている。

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

**日程第7** 議案第11号 宇治市教育相談室設置規程を廃止する規程を制定するについて

[説明] 宇治市教育相談室設置規程については、学校教育指導主事が教育相談にあたることから昭和56年に定められたものであるが、今般、教育委員会事務局が組織改編されるのに際し、教育相談業務はそれぞれの課がその所管において処理するため、規程を廃止するものである。

[質疑] なし

[討論] なし

[採決] 採決の結果、全会一致で可決する。

**日程第8** 議案第12号 行政組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則を制定するについて

[説明] 教育委員会における平成26年度の組織機構については、「生きる力」を育む学校教育の充実と、いじめ、不登校対策、家庭の教育力の向上支援などを一体化して取り組むため、教育支援センターを設置し、同センター内に一貫教育課及び教育支援課を新設する。それに伴い、教育改革推進室を廃止し、同室内の教育指導課、青少年課及び小中一貫教育課を廃止する。

管理職の定数配置の主な変更点としては、教育支援センターの設置に伴い、次長兼教育支援センター長兼一貫教育課長、教育支援課長、一貫教育課総括指導主事、一貫教育課総括指導主事兼教育指導係長、教育支援課総括指導主事及び教育支援課主幹兼適応指導係長を配置する。

本改正は、以上の組織機構及び定数配置の変更に伴い、5つの規則について所要の改正を行うものである。

「宇治市青少年行政推進委員会設置規則の一部改正」については、青少年課の廃止に伴い、本委員会の庶務担当を教育支援課とする。

「宇治市教育委員会事務委任等に関する規則の一部改正」については、教育支援センターの設置に伴い教育支援センター長が配置されるため、第4条第1項第2号の、教育長の専決事項として任免することができない管理職の中に「教育支援センター長」を追加する。

「宇治市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正」については、教育支援センターの設置に伴い、一貫教育課及び教育支援課の事務分掌を追加するものである。また、小中一貫教育課の廃止に伴い、同課が所掌する事務のうちの一部を教育総務課及び学校教育課に移管する。

「宇治市就学指導委員会規則の一部改正」については、学校教育課学事係が所掌する就学指導委員会に関する事務を一貫教育課に移管することに伴い、委員会の庶務担当を一貫教育課とする。

「宇治市教育委員会の職員の職務名に関する規則の一部改正」については、教育改革推進室の廃止及び教育支援センターの設置に伴い、職務名中の「室長」を「センター長」に改める。

この他、文言整理をするものである。

[質 疑]

[委 員] 総括指導主事が配置されるのはどの課か。

[事務局] 一貫教育課に2名、教育支援課に1名、配置される。一貫教育課の2名のうち1名は教育指導係長を兼務する。

[委 員] 一貫教育課のもう1名の総括指導主事はどの係に配置されるのか。

[事務局] 係には配置されず、単独の総括指導主事として主に一貫教育に関することを担う。

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

**日程第9** 議案第13号 宇治市立幼稚園就園指導委員会設置要綱及び宇治市適応指導教室要綱の一部を改正する要綱を制定するについて

[説 明] 本改正は、平成26年度の組織機構の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

「宇治市立幼稚園就園指導委員会設置要綱の一部改正」については、学校教育課学事係が所掌する就園指導委員会に関する事務を一貫教育課に移管することに伴い、委員会の庶務担当を一貫教育課とする。

「宇治市適応指導教室要綱の一部改正」については、青少年課の廃止に伴い、本委員会の庶務担当を教育支援課とする。

[質 疑] なし

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

日程第 10 議案第 14 号 市職員を任免するについて

委員長より、本件は人事案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 6 項の規定により非公開とする旨の提案があり、全会一致で決定する。

[説明] 本議案は、定期人事異動に伴う宇治市教育委員会職員の任免について、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 1 号に基づき提案するものである。

部長級では、教育部長の中谷俊哉が上下水道部に転出し、その後任に現総務部長の中村俊二が着任する。

次長級では、教育部次長兼教育総務課長の村田匡子が退職し、その後任に現政策経営部次長兼政策推進課長の畑下茂生が着任する。また、教育部教育改革推進室長兼教育指導課長の山下一也が京都府教育委員会へ帰任し、教育支援センター及び一貫教育課の設置のため、教育部次長兼教育支援センター長兼一貫教育課長として京都府教育委員会より割愛の松崎満が着任する。

課長級では、教育部教育改革推進室青少年課長の小田光雄が、青少年課の廃止のため市長部局に転出し、小中一貫教育課の廃止及び教育支援課の設置のため、教育部教育支援センター教育支援課長として現教育部教育改革推進室小中一貫教育課長の富治林順哉が着任する。また、源氏物語ミュージアム館長の嶋本康宏が市長部局へ転出し、その後任に現中央図書館長の西澤久美子が着任し、その後任に現市民環境部環境政策室環境企画課長の安田美樹が着任する。

主幹級では、教育部教育総務課主幹の前田聖子が市長部局へ転出し、その後任に現教育部教育総務課教職員係長の須原隆之が昇格して着任する。また、教育部生涯学習課主幹の川瀬章治が市長部局へ転出し、その後任に現総務部 IT 推進課主幹の今莊真樹が着任し、新設される教育部教育支援センター教育支援課主幹として、現健康福祉部子育て支援室保育課主幹の齊藤政也が着任する。西宇治図書館長の青木和人が退職し、その後任に現市民環境部産業政策室産業推進課主幹の西村公男が着任する。

[質疑] なし

[討論] なし

[採決] 採決の結果、全会一致で可決する。

**日程第 1 1 報告第 2 号 専決事項の報告について**

[説 明] 本報告は、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第 4 条第 1 項第 3 号の規定により専決処分を行った専決第 1 号について、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第 4 条第 2 項の規定により報告するものである。

専決第 1 号「教職員の任免について」は、定期人事異動に伴う府費負担教職員の管理職以外の任免について府教育委員会に内申するため、専決処分をしたものである。

[質 疑]

[委 員] 退職について、「普通」と「特別」の違いは何か。

[事務局] 「特別」は退職勧奨制度を利用したものであり、「普通」は一身上の都合によるものである。

[討 論] なし

**閉会宣言** 委員長が 3 月教育委員会定例会の閉会を宣言する。

**閉 会** （午後 6 時 4 5 分）